

〈社会経済思想史研究の現状〉

ジャン・バルベラック『娯楽論』研究序説

——福音道德と理性——*

門 亜 樹 子

I. はじめに

ジャン・バルベラック (Jean Barbeyrac, 1674-1744) はブーフエンドルフ，グロティウス，カンパランド等の自然法学の著作の仏訳者として著名な人物であるが¹⁾，翻訳以外にも数多くの著作を残している²⁾。本稿では，彼の代表的な著作である『娯楽論——この主題に関連する自然法と道德の主要問題の検討——』³⁾ (以下『娯楽論』と略記) を取り上げる⁴⁾。『娯楽論』

初版（全二巻）は1709年に出版され，活発な論争を惹起した。論争におけるバルベラックの応答は，1737年に出版された同書の増補改訂版である第二版（全三巻）の第三巻の巻末附録に収録された⁵⁾。また，1740年にはブレーメンでドイツ語訳が出版されている⁶⁾。

バルベラックは『娯楽論』を，その副題にあるように「道德の主要問題」との関連で論じる。道德に関する大半の著作は，「抽象的な原理に基づき推論し，それらを基に度を越した格率を築く」⁷⁾ 誤謬が存在する。その特徴は「非常に罪のない事物が非難され，実際に悪である事物

* 本稿は経済学史研究会第208回例会（関西学院大学，2011年4月23日）での研究報告に加筆修正したものである。

1) バルベラックはフランス南部のベジエにおいて，ユグノーの家庭に生まれた。1685年のナント勅令廃止により一家はスイスに亡命した。ローザンヌ大学の法学及び歴史学教授，フローニンゲン大学の法学教授を務めた。

2) メランによる著作紹介を参照。Meylan, P., *Jean Barbeyrac (1674-1744): et les débuts de l'enseignement du droit dans l'ancienne Académie de Lausanne: contribution à l'histoire du droit naturel*, Lausanne, Rouge, F., 1937, pp. 245-248. 主な著作としては，『教父道德論』(*Traité de la morale des pères de l'Eglise*, Amsterdam, 1728)，『古代人論の歴史』(*Histoire des anciens traités*, 2 tom., Amsterdam et La Haye, 1739) 等がある。

3) Barbeyrac, J., *Traité du jeu: où l'on examine les principales questions de droit naturel et de morale qui ont du rapport à cette matière*, 2 tom., Amsterdam, Humbert, P., 1709 (rpt. Whitefish, Mont., Kessinger Pub., 2009). 以下 TJ と略記。

4) バルベラックは1696年から1710年までベルリンのコレージュ・フランセでギリシア語とラテン語

を教授した。『娯楽論』執筆の経緯に言及したサミュエル・フォルメの手紙が以下に掲載されている。Palladini, F., "Farewell to Berlin: Two newly discovered letters by Jean Barbeyrac (1674-1744)," *History of European Ideas*, vol. 33, 2007, pp. 305-320.

5) 『娯楽論』を批判するジャン・フラン・デュ・トランブレにバルベラックが応答した『賢人雑誌』(*Journal des savants*) の1712年8月号及び1713年12月号（パリ版）の記事，ハーグのワロン人教会牧師ジョンクールの『運任せの娯楽に関する四通の手紙』（1714年）への駁論『運の本性についての論説』(*Discours sur la nature du sort*, 1714) の他，三通の手紙の抜粋が収録されている。Meylan, *op. cit.*, p. 113, n. 4. Barbeyrac, J., *Traité du jeu: où l'on examine les principales questions de droit naturel et de morale qui ont du rapport à cette matière*, 2e éd., 3 tom., Amsterdam, Humbert, P., 1737, pp. 731-896. *Google Book Search*. Web. 21 Mar. 2011.

6) 訳者はJ. W. Lustig. 題名は *Tractat vom Spiel* と訳されている。Meylan, *op. cit.*, p. 66, n. 3.

7) TJ, p. xvi.

が誇張され、使用と悪用が全く区別されない」ことであり、バルベラックはそれらの著作を「最も確固とした真理と格率が、無意味な空想と奇妙な論拠との雑然とした混合物によって、まるで窒息したかのようだ」と批判する⁸⁾。

『娯楽論』は全4篇から成る。各篇の標題は以下の通りである。

第1篇「娯楽それ自体が考察されれば、自然法によっても宗教の戒律によっても不正ではないことの証明」

第2篇「娯楽の本質に関するものの検討」

第3篇「娯楽に伴う外的状況の検討」

第4篇「娯楽の悪用の詳細の検討と、この気晴らしを悪用する人々の反論への応答」

また、第1篇は全3章から成る。各章の標題は以下の通りである。

第1章「娯楽それ自体は悪用されなければ完全に善悪無記な事物である。」

第2章「運任せの娯楽の短所に例外を設けるべきか。」

第3章「娯楽は福音精神に反するか。若干の人々の極端な観念とは対照的なキリスト教道徳の精髓及び全般的原理の正しい観念。」

バルベラックは第1篇第3章において「真のキリスト教徒」像を示し、彼らの育成のための福音道徳（節制・正義・信仰心の義務）を「啓示」から「理性」を経由して導く際に、「純粋な理性の思想」すなわち「異教徒の哲学」を援用する。それは「福音道徳 (la Morale Evangélique)」の格言と教訓が、実際には自然法のそれらと同じである⁹⁾ ことに基づく。本稿では、『娯楽論』第1篇の内容を中心に紹介し、バルベラックがキリスト教道徳の議論に「異教徒の哲学」を導入することによって、娯楽の正当性をどのように論証しているのかを明らかにしたい。

Ⅱ. 「善悪無記な事物」としての娯楽

1. バルベラックの娯楽観

『娯楽論』第2篇第1章において、娯楽 (Jeu) は次のように定義される。「問題となる娯楽は気晴らしの闘いの一種である。娯楽においては、二人または複数人がいくつかの規則を取り決めた後、ある動作に関して、より器用であろうとするか、より幸運であろうとする。その結果は彼らの管理に全く依存しないか、少なくとも部分的に依存する。以上のことから三種類の娯楽が生じる。すなわち、純粋に細かい技巧を競う娯楽、純粋に運任せの娯楽、そして、先の二つに類似する混合の娯楽と呼びうるものである。」¹⁰⁾

バルベラックは『娯楽論』で、キリスト教の神学者・聖職者による娯楽及び気晴らし批判に応答する。序文では、聖クリュソストモス (Iohannes Chrysostomos, ?-407) 『マタイ福音書の講話』第6篇の「娯楽は悪魔の贈り物であり、神のそれではない」という言葉に対して、「教父の仰々しい演説」は「罪のない使用と最も明白な悪用を区別しないだけでなく、聴衆や読者を娯楽から引き離すためのくだらない論拠を含んでいた」¹¹⁾ と反論する。また、「あらゆる種類の娯楽を全面的に非難するほど気難しい人々はほとんどいない。技巧のみが勝利を決定する娯楽は免除される。しかし、大多数の神学者や決議論者は、運 (Hazard [sic]) が関わる娯楽がつねに不正であるかのように、それらに怒り狂った」¹²⁾ と述べている。コペンハーゲンのフランス人教会牧師ジャン・ラ・プラセットの『良心の主題に関する様々な論説』(1697年) 所収の小論「運任せの娯楽についての論説」では、運任せの娯楽それ自体が罪深いかどうか、

8) *TJ*, p. xvii..

9) *TJ*, pp. xxxvii-xxxviii.

10) *TJ*, pp. 101-102.

11) *TJ*, p. vi.

12) *TJ*, p. 17.

娯楽で獲得したものを返却すべきかどうかについて議論されていることから¹³⁾、娯楽の中でもとりわけ運任せの娯楽への批判が根強いものであったことがうかがえる。

聖キプリアヌス（Cyprianus, Caecilius Thassius, ?-258）の作と誤って伝えられたホメリアの一種¹⁴⁾には、「運任せの娯楽は悪魔の毘であり、悪魔がそれを取り仕切ること、この邪悪な霊もしくは悪魔の手先の何人かが運任せの娯楽を考案したこと、そして、運任せの娯楽を行なう誰もが、その考案者に生贄を捧げ、それゆえに偶像崇拝の行いを為すこと」¹⁵⁾という一文がある。バルベラックはこの見解を「滑稽な空想」¹⁶⁾と呼び、運任せの娯楽がそのように「悪魔」に関係するものと見なされた原因を二つ挙げている。一つは、サイコロゲームやトリックトラックに使われたチェス板またはチェッカーボード上の絵によるものであり、もう一つは、多くの人々が運任せの娯楽の発明をエジプト人のメルクリウスに帰したことにある。彼は「テウト」または「トート」と呼ばれ、死後は神々に列せられた。プラトンは『パイドロス』274Cでメルクリウスのことを「神」（「テイス」及び「ダイモン」）と呼び、多くの人々が後者の訳語「デモン」（Démon）をキリスト教徒の間で一般に有する意味で解釈したことが、運任せの娯楽を忌まわしいものにするために用いられた論拠であった。

気晴らし（Divertissement）に関しても、「悪用と使用を区別できないと根拠もなく予想する人々、または徳と信仰についてのどのような神秘的な思想も知らないと思われる人々は、あらゆる気晴らしが理性的被造物に相応しくなく、『卑しい楽しみ、偽りで見せかけの快楽、そし

て人間の惨めさと墮落の結果』¹⁷⁾であることを、我々に納得させることを望んだ」¹⁸⁾とバルベラックは述べる。

娯楽と気晴らしはキリスト教道德の観点から、罪深く不正な事物として批判の対象とされていた。バルベラックは序文において、娯楽による「楽しみは、それ自体が考察されれば、そのどのような面を検討しても、悪しきものを何も含まないように、ある特定の状況がそれを不正で罪深いものにしようということを、無数の人々が推測する気にならないだけである」¹⁹⁾と述べ、娯楽を「悪用することによってのみ悪となり、それ自体は善悪無記な事物（choses indifférentes）」²⁰⁾つまり「本来善でも悪でもない」²¹⁾と定義する。

2. 労働と娯楽

第1篇第1章第1節から第5節では、聖書と異教徒の著作に基づき、娯楽が労働の「休息」または「気晴らし」として位置づけられる。

まず、「人間は労働する（travailler）ために生まれた」²²⁾ことが示される。人間は、真剣で有用な何らかのことに可能な限り専念することを、創造主によって定められており、人間が有するあらゆる能力の生来の機能がそのことを目指す。「学問と技芸を生みだすことを可能にするこの技量、この技巧、この洞察力、これら全ての素晴らしい才能が、それらを隠すために、

17) バルベラックは「パスカルの『パンセ』第26項第3節以下を参照」と記している。TJ, p. 9, n. a. Pascal, B., *Pensées de M. Pascal: sur la religion et sur quelques autres sujets*, Nouv. éd., Amsterdam, Wetstein, 1701, pp. 142-144. Google Book Search. Web. 11 Apr. 2011. (田辺保全訳『パンセ I』（パスカル著作集 VI）教文館, 1981 年, 196-198, 205 ページ）。

18) TJ, p. 9.

19) TJ, p. iv.

20) TJ, p. i.

21) TJ, p. iii.

22) TJ, p. xxxvi.

13) TJ, pp. xv-xvi.

14) 題名は『賭博師について』（*De Aleatoribus*）。TJ, p. 19, n. a.

15) TJ, pp. 19-20.

16) TJ, p. 20, n. 3.

また不名誉にも軟弱な無為や絶えざる放蕩と気晴らしの中で失われるために、我々に与えられたことを誰が信じるだろうか」²³⁾。全ての人々が生まれながらに、また大多数の人々がその全人生において窮迫していることそれ自体が、自らの必要を満たすために、労働の不可欠の義務を彼らに課している。一方で、労働する必要のない裕福な人々も同様に、真剣で有用なことに可能な限り専念することを定められていることから、正当な仕事に従事することを免除されない。正当な仕事は、裕福な人々を無為への誘惑から保護するとともに、人間社会全般にとっても、また彼らがその一員として属する市民社会にとっても、彼らを一層有用な存在にするからである。労働に対して自発的な愛着を持つことが、理性を持つ人間と他の動物とを最も明確に区別するものの一つである。

「異教の哲人」の一人であるキケロもまた、人間が自らの本性それ自体によって活動するために生まれたことを、『善と悪の究極について』第5篇第20、21章で説いている。キケロが述べているのは、ただ時間を過ごし、無為の倦怠を一掃することにしか役に立たない軽い仕事についてではない。彼の『義務について』第1篇第29章から、「自然が我々を産み落としたとき、我々が造られた目的は遊びや戯れではなく、むしろ、真摯さとある種のもっと重要で偉大なことへの傾倒であった」²⁴⁾ という一文が引用される。さらに、マルクス・アウレリウス・アントニヌスの『自省録』からも同様の主旨の文章が引用される。

次に、バルベラックは異教徒の著作から「休息を取らずに労働してはならない」ことを示す

数多くの例を提示する。全知全善の創造主は、人間を労働させるためにつくったが、休息もなく絶えず労働させるためにつくったのではない。人間本性の構造は、活動する必要性を人間自身に明らかにすると同様に、人間が時折休養できること、または休養しなければならないことを示す。人間の肉体は鉄ではなく、その精神は疲れを知らない活力を持たない。人間のこれら二つの部分の一つの機械を構成するが、機械が永久に動く状態に保たれればただちに調子が狂う。パエドルス『イソップ風寓話集』第3篇第14話の「弓は、常に張ったままなら、じきにつぶれてしまう」²⁵⁾ という比喩は、非常に古く、非常に自然的なものである。また、オウィディウス『黒海からの手紙』書簡4によれば、「閑暇は身体を養い、心も閑暇により養われますが、それに反して、過度の労苦はその両方を損ないます」²⁶⁾。したがって、労働の義務それ自体が、労働に押しつぶされず、より熱意を持ってそれを再開するために、労働を時折中断することを要求する。さらに、バルベラックはストバイオス (Joannes Stobaeus, 5世紀の人物、生没年不詳)『詞華集』第14章のデモクリトスの言葉「休日なき人生は旅宿なき長き旅の如し」²⁷⁾ を

25) Perry, B. E. ed. and trans., *Babrius and Phaedrus*, Loeb C. L. 436, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1965 (rpt. 1990), pp. 282-283. (岩谷智・西村賀子訳『イソップ風寓話集』(叢書アレクサンドリア図書館第10巻) 国文社, 1998年, 74ページ)。

26) Wheeler, A. L. trans., *Ovid VI: Tristia/Ex Ponto*, Loeb C. L. 151, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1924 (2nd ed. rev. Goold, G. P., 1988; rpt. with corrections, 1996), pp. 288-289. (木村健治訳『悲しみの歌/黒海からの手紙』(西洋古典叢書) 京都大学学術出版会, 1998年, 265ページ)。

27) 田中秀央・落合太郎編著『ギリシア・ラテン引用語辞典』(新增補版) 岩波書店, 1963年, 20ページ。『娯楽論』第二版では、出典がジュネーヴ版の『詞華集』第17章に改められている。Barbeyrac, *op.*

23) *TJ*, p. 2.

24) Miller, W. trans., *Cicero XXI: De Officiis*, Loeb C. L. 30, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1913 (rpt. 2005), pp. 104-105. (中務哲郎・高橋宏幸訳『哲学Ⅱ』(キケロー選集9) 岩波書店, 2000年, 187ページ)。

「最も純粋な理性の思想」(les idées de la Raison la plus pure)²⁸⁾と呼ぶ。

「啓示」(Révélation)もまた、休息を取らずに労働してはならないことを認めている。神は、全ての生命をもつ被造物の休息のために夜を作った。「出エジプト記」第20章第10節²⁹⁾等に記載されているように、奴隷や召使が、人間本性の弱さを全く斟酌しないほどに冷酷で非人道的な主人と関わりを持つとしても、神は彼らの安息のために安息日を設けた。宗教の戒律で定められた他の全ての祝日も、全ての神の民のための休息と祝祭の時間となる。

道徳と宗教は、あらゆる種類の気晴らしを禁止するのではなく、逆に、気晴らしが労働によって枯渇した我々の力を回復するために必要である場合には、適当かつ適切な何らかの気晴らしを取ることを人間に命じている。神の心遣いによって全ての人間に与えられるこうした罪のない快樂を横柄に拒否することは忘恩であり、それらの快樂を節度を保って使用する人々を完全な独断で非難することは不正である。誰もが休息なしではやって行けず、ある種の休息を必要としない者はほとんどいない。したがって、「娯楽の自然的かつ適正な目的は、時間を割くことを義務づけられた重要かつ真剣な事柄を遂行した後に、適度な休息と適当な気晴らしをもたらすこと」³⁰⁾である。

3. 使用と悪用の区別

バルベラックは「快樂それ自体には罪はない

(innocent)」³¹⁾ことを主張する。その論拠となるのが、「異教徒の哲学者」テュロスのマキシモス(Cassius Maximus Tyrius, 2世紀の人物、生没年不詳)の『談義』第33談義の以下の一文である。「快樂それ自体が悪であるならば、それは我々とともに生じなかつただろうし、我々が自らの保存の恩恵を受けているものの中で最も古くはなかつただろう」³²⁾。バルベラックは、「正しい限度内にとどまることが不可能であると信じているらしい人々、また、それゆえに最も真面目な気晴らしを完全に断つことを求める人々」を「経験に反することを提唱している」と批判する³³⁾。「人々が概していかに墮落していようとも、自然の贈り物、より正確に言えば神の恩恵による贈り物を、節度をもって使用する人々は、多かれ少なかれ、時と場所に応じてつねに存在する」³⁴⁾。大多数の人々は「自然の贈り物」を悪用し、各国または各世紀において、それを申し分なく使用する者は二、三人しかいない。しかし、バルベラックは「それで十分である」³⁵⁾と述べ、人間が「正しい限度内にとどまること」、つまり快樂の「悪用」ではなく「使用」は可能であると結論する。

4. 聖書における娯楽

バルベラックは「娯楽」または「遊技者」(Joueur)に関する記述が、聖書の原典に存在するかどうかを検証する。

『旧約聖書』に関して、「詩編」第1章第1節において、原典とウルガタ訳聖書では「傲慢な者と共に座らず」³⁶⁾となっている箇所を、イエズス会の東方への宣教師が「いかに幸いなこと

cit., pp. 7-8, n. 6.

28) *TJ*, p. 7.

29) 「七日目は、あなたの神、主の安息日であるから、いかなる仕事もしてはならない。あなたも、息子も、娘も、男女の奴隷も、家畜も、あなたの町の門の中に寄留する人々も同様である。」共同訳聖書実行委員会編『聖書：新共同訳——旧約聖書統編つき——』日本聖書協会、1987年、(旧)126ページ。

30) *TJ*, p. 198.

31) *TJ*, p. xxxvi.

32) Tyrivs, M., *Dissertationes*, ed. Trapp, M. B., Stutgardiae, Teubner, 1994, p. 258.

33) *TJ*, p. 11.

34) *TJ*, p. 11.

35) *TJ*, p. 11.

36) 邦訳、(旧)835ページ。

か(中略)遊技者と共に座らず」とペルシア語に訳したことについて、それは「敬虔なる詐欺行為によるもの」³⁷⁾とバルベラックは評する。また、『娯楽と気晴らしについての論説』(1686年)の著者で神学博士のジャン・バティスト・ティエールが、「エレミヤ書」第15章第17節³⁸⁾に「私は遊技者と同席しなかった」という一文を見出したことに対して、それは「彼がウルガタ訳聖書の用語の曖昧さに騙された」ことによるものであり、「原典の言葉では『戯れる』、『遊ぶ』または『踊る』を意味するに過ぎない」と反論する³⁹⁾。さらに、「気晴らし」という名称も『旧約聖書』のどこにも見当たらないことから、神は気晴らしを禁じるのが適当と判断しなかったと信じることができる。

『新約聖書』に関して、イエス・キリストと使徒の教訓には、悪しき事物に対する寛容さが全く混じらないが、彼らは娯楽に反対することを全く述べていない。娯楽の観念の痕跡が垣間見られる箇所があるとすれば、「エフェソの信徒への手紙」第4章第14節⁴⁰⁾のみであるが、これは「運任せの娯楽から引き出された隠喩の言葉であり、悪く解釈されたとしても、娯楽の悪用を非難しているに過ぎない」⁴¹⁾。また、「コリントの信徒への手紙一」第10章第7節⁴²⁾中の原

典の単語「パイゼイン」(*παίειν*)⁴³⁾は、前述のように「遊ぶ」ではなく「踊る」を意味する。

バルベラックは第1篇第1章の最後で、「私がこの章で述べた全てのこと」に加えて、聖書における「この深い沈黙」に基づき、「娯楽それ自体は、その悪用を除けば、実際には善悪無記の事物である」⁴⁴⁾と結論する。

Ⅲ. 福音道徳と理性

バルベラックは第1篇第3章第2節の冒頭で、「イエス・キリストの道徳の格言及び教訓は、まさしくキリスト教徒の特性を前提とする少数のものを除けば、実際には自然道徳 (*la Morale Naturelle*) のそれら [= 格言及び教訓]、すなわち、理性のみが全ての人間に知らせることができる義務のそれらと同じである」⁴⁵⁾という格率を提示する。

この格率は「ローマの信徒への手紙」第2章第14-15節⁴⁶⁾から導かれる。すなわち、「たとえ律法 (*Loi*)⁴⁷⁾を持たない異邦人も、律法の命じるところを自然に行なえば、律法を持たなくとも、自分自身が律法なのです。こういう人々は、律法の要求する事柄がその心に記されていることを示しています。彼らの良心もこれを示しており、また心の思いも、互いに責めたり弁明し合って、同じことを示しています」⁴⁸⁾。ここで問題となっているのは「律法の道徳的教訓」であり、次の二つの結論が導かれる。一つは、神がユダヤ人にある事柄を明白に命じたり禁じなかったとしても、そのことから、その事柄が

37) *TJ*, p. 15.

38) 「わたしは笑い戯れる者と共に座って楽しむことなく御手に捕らえられ、独りで座っていました。あなたはわたしを憤りで満たされました。」邦訳、(旧) 1206ページ。

39) *TJ*, p. 15, n. 1.

40) 「こうして、わたしたちは、もはや未熟な者ではなくなり、人々を誤りに導こうとする悪賢い人間の、風のように変わりやすい教えに、もてあそばれたり、引き回されたりすることなく。」邦訳、(新) 356ページ。

41) *TJ*, p. 16.

42) 「彼らの中のある者がしたように、偶像を礼拝してはいけない。『民は座って飲み食いし、立って踊り狂った』と書いてあります。」邦訳、(新) 312ページ。

43) *TJ*, p. 16, n. b.

44) *TJ*, p. 17.

45) *TJ*, pp. 32-33.

46) バルベラックは「第15節」と注記している。*TJ*, p. 33, n. a.

47) 「モーセの戒律のような成文法または啓示された法」を指す。*TJ*, p. 33.

48) 邦訳、(新) 275ページ。

それら自体においても、律法が与えられた彼らに対して善悪無記であるということにはならないこと、もう一つは、注意深い精神は、律法が沈黙を守る行為の善悪を、理性の格言に基づく反論の余地のない教訓に明白に含まれる結論によって見分けられること、である。

バルベラックは「ローマの信徒への手紙」第1章第32節に基づき、異教徒も悪徳に反する徳を知ることができたと述べる。さらに、「異教徒の著者によって称賛されなかった徳はほとんどなく、彼らの中で誰かが非難しなかった悪徳もほとんどない」⁴⁹⁾ ことに基づき、徳が「自然の光」と一致し、悪徳がそれと一致しないことは明白であると主張する。

「ローマの信徒への手紙」第12章第1節において、「自分の身体を神に喜ばれる聖なる生けるいけにえとして献げる」⁵⁰⁾ という「キリスト教的徳の実践」を、使徒聖パウロが「なすべき礼拝」(*un culte raisonnable*)⁵¹⁾ と呼ぶのは、その行為が「モーセの儀式」⁵²⁾ とは正反対であることの必然的帰結によるものであるとして、バルベラックは同節を、福音の定める義務が理性の不変の格率に基づく証拠として挙げている。

聖パウロをはじめとする聖書の著述家は道徳科学 (*La Science des Mœurs*) の整然とした体系を残さず、全ての徳を正確に定義せず、何らかの機会における一般的格率を示しただけであった。しかし、一般的格率を各々の状態と特定の事例に適用するためには、それらから多くの結論を引き出さなければならない。したがって、彼らは、自らの理性を用いる能力と意志を

持つ人々に語りかけることを前提としていた。そうでなければ、この世のあらゆる勧告が無駄になるからである。聖書の著述家は、完全な道徳を提示することよりも、人々の間で受け入れられた道徳の観念に不足しているものを補うこと、すなわち、悪しき慣習が自然の光それ自体に反して導入し、認めたものをそれから削除することを、より重視したのである。

また、啓示が人々に自らの義務を伝えることや、義務について人々に一定数の一般的格率を示すことの必要性をバルベラックは認め、その理由として以下の二つを挙げる。すなわち、一つは、経験と議論という長々とした骨の折れる手段が、社会状態にある一般庶民にとって実現することがほぼ不可能だからであり、もう一つは、各自が遵守することを義務づけられる法として、道徳の教訓を受容させるために、神の權威が必要とされたからである。しかし、一般的規則を説明し、一般的規則から結論を引き出し、それらを多様な状況に適切に適用するためには、理性に相談することが必要であることに変わりはない。

バルベラックは、上記の議論に基づき、「正しい理性が我々にいかなる罪も示さない事物が、聖書において明確に禁じられることもなく、必然的帰結によっても禁じられないとすれば、そのときから我々はそれを罪がないと見なさねばならない」⁵³⁾ と述べる。一方、聖アンブロシウス (*Ambrosius*, 337/339–397) は、『聖職者の義務について』第1篇第23節で正反対の原理を確立した。聖アンブロシウスはあらゆる種類の冗談を少なくとも聖職者には完全に禁じ、最も罪がない事物がつねに不正であることを望んだ。彼の主張の根拠は「聖書によって明確に許可されず認められないものを、人々は合法的に行なうことができない」⁵⁴⁾ というものである。

49) バルベラックは「これはル・クレール氏が同節「『ローマの信徒への手紙』第1章第32節」に付した注記である」と記している。TJ, p. 34, n. 1.

50) 邦訳、(新) 291ページ。

51) 同上。

52) 「レビ記」に記された、神がモーセに命じる様々な捧げ物の行為を指すと考えられる。邦訳、(旧) 163–209ページ。

53) TJ, p. 37.

54) TJ, p. 38.

バルベラックは、この根拠は社会を破滅させるか、少なくとも恐怖と疑念の無尽蔵の源になると指摘する。「する」「しない」の認可に立法者が逐一立ち入ることになれば、無限の仕事に巻き込まれることになる。したがって、禁止されるもの、または命じられるものを入念に示すだけで十分である。それに基づき各自が判断し、残りの全てが許可されることを人々は理解することができる。善悪無記な事物の全てではなく、その一部しか明示されないとしても、一人の人生は非常に膨大な法典を読むほどには十分ではなく、誰の記憶力もそれだけの法を留めておくほど良くはないだろう。神が人間に理性を与えたのは、ある事物がそれ自体悪であるかどうかを知るためと同様に、罪のない事物が不正となりうる事例を識別するためであった。この研究に関して、異教徒は自然の光のみに助けられ、十分に高い水準に達していた。

人間は、律法と福音という「二重の啓示」(une double Révélation)の限りなく明確で、確実で、広範な光に助けられる。後者を「試金石」として用いる際には、決して前者を無視してはならない。しかし、多くの人々が良い原理を抱かず、道徳科学をその真の源(キリスト教はそれを非常に確実かつ明白に見出しているが)に帰着させないが故に、彼らは、異教徒の哲学者の道徳から引き出しうる有用性を十分に知らないか、良識ある(raisonnable)優れたものを役立てることができない。「聖書と理性は、それらが結合されれば、我々のあらゆる行動の二人の不謬の案内人」⁵⁵⁾である。聖書と理性の双方に申し分なく相談し、両者がある事物における悪を示さなければ、その事物は善悪無記である。

Ⅳ. 節制・正義・信仰心の義務

第1篇第3章第4節以下では、娯楽が「福音

精神」(l'Esprit de l'Évangile)に矛盾しないことを論証するとともに、より重要な他の主題に関して、巧妙に吹き込まれた「誤った観念」を一掃するために、福音と使徒の著作に散らばる道徳の主要な論点が検討される。

「テトスへの手紙」第2章第11-12節は、福音道徳が何であるかについての簡潔な要約を提供する。

「実に、すべての人々に救いをもたらす神の恵みが現われました。その恵みは、わたしたちが不信心と現世的な欲望を捨てて、この世で、思慮深く(AVEC TEMPÉRANCE)、正しく(AVEC JUSTICE)、信心深く(AVEC PIÉTÉ)生活するように教え」⁵⁶⁾た。

これが「真のキリスト教徒」(un vrai Chrétien)を育てるために必要なものの全てである。それは「世も世にあるものも愛してはなりません」⁵⁷⁾ということではなく、「世にある悪しきもの、迷信と偶像崇拜、世の人々の間で猛威を振るう罪深い情念を断たねばならない」⁵⁸⁾ということを意味する。そうでなければ、節制(Tempérance)、正義(Justice)、信仰心(Piété)を含む義務を履行することが不可能である。節制には我々自身に関わる全ての徳が含まれ、正義は他の人間に関わる徳、信仰心は神(Divinité)を対象とする徳である⁵⁹⁾。

このような区分は非常に自然的であり、複数の異教徒の著者に見出される。この点に関しては、バルベラックが仏訳したザームエル・プー

56) 邦訳、(新) 397ページ。

57) 「ヨハネの手紙一」第2章第15節。邦訳、(新) 442ページ。

58) *TJ*, p. 42.

59) 「神への義務、他者への義務、自己への義務」という三義務の区分は、プーフエンドルフの他、カーマイクル、ハチスン、リード等の著作に見られる。

55) *TJ*, p. 41.

フェンドルフ『自然法と万民法』の訳注に詳述されている⁶⁰⁾。例えば、キケロは『トゥスクルム荘対談集』第1篇第26章において「哲学は、まず我々に神々を敬うこと、次いで人間という種族の社会に根ざしている人間の正義を、さらに魂の節制と偉大さを教え」⁶¹⁾と述べ、マルクス・アウレリウス・アントニヌスは『自省録』第8篇第27節において「三つの関係——第一に自分を包容する器にたいして、第二に万人にとって万人の源泉なる神的原因にたいして、第三に生活をともにしている人々にたいして」⁶²⁾と述べている。

『娯楽論』第1篇第3章では、第5節で節制、第6、7、8節の各節で節制の対象となる三つの欲望（名誉・富・快楽）、第9節と第10節で「我々のあらゆる義務の第二の源」である正義、第11節で信仰心について論じられる。

V. 節制と欲望

「節制」は「欲望を規制し、正しい理性の限界内にそれらを含めること、または、それらが邪悪で過度の情念に墮するのを防ぐことにあ

る」⁶³⁾と定義される。「節制」という語には、原典の用語「ソープロシュネー」(Σωφροσύνη)と同義語「エンクラテΙΑ」(Ἐγκράτεια)が含まれ、それら二つの語は異教徒の哲学者にとっては非常に一般的である。前者は「1. 精神の健全さ、中庸、思慮分別。2. 欲望における中庸、自己統御、自制、純潔、禁酒」⁶⁴⁾を意味し、後者は「1. 人または事物の支配、2. 自己統御」⁶⁵⁾を意味する。異教徒の哲学者は、節制が「あらゆる欲望と、快楽及び満足のあらゆる追求とを人生から完全に排除すること」⁶⁶⁾を意味するとは一度も明言しておらず、また、聖書においても、非常に禁欲的な意味を「ソープロシュネー」と「エンクラテΙΑ」の二つの語に与えることを勧めるものは何もない。

神がつくった人間は、ある事物を望み、その所有を快いと思う傾向を抗し難く有しているため、神がそのような人間本性を変えずに、人間の心に置いたこれらの強力な性向を、完全に除去することを人間に強いるなら、神は自ら矛盾したことを言うことになる。律法と福音のいずれにおいても、神はそのようなことを人間に要求しなかった。後者に関して、イエス・キリストには、「神とは、我々の感覚を楽しませる無数の事物で我々を取り囲むにもかかわらず、我々の欲望と愛情の最もわずかな部分さえ、それら [=我々の感覚] に与えることを我々に禁じ、絶えず我々に罣を仕掛ける厳しく残酷な主人である」⁶⁷⁾という恐ろしい観念の下で、彼の父たる神を表現する意図はなかった。イエス・キリストが望んでいることはただ、「我々が何

60) Pufendorf, S., *Le droit de la nature et des gens, ou système générale des principes les plus importants de la morale, de la jurisprudence et de la politique*, tr. Barbeyrac, J., 4ème éd., 2 tom., Bâle, Thourneisen, E. & J. R., frères, 1732 (rpt. Caen, Centre de Philosophie politique et juridique, 1987), tom. 1, p. 217, n. 1. 以下 DNG と略記。

61) King, J. E. trans., *Cicero XVIII: Tusculan Disputations*, Loeb C. L. 141, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1927 (rpt. 1945), pp. 74–75. (木村健治・岩谷智訳『哲学V』(キケロー選集 12) 岩波書店, 2002年, 53ページ)。

62) Haines, C. R. trans., *Marcus Aurelius*, Loeb C. L. 58, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1916 (rpt. 2003), pp. 210–211. (水地宗明訳『自省録』(西洋古典叢書) 京都大学学術出版会, 1998年, 172ページ)。

63) *TJ*, p. 43.

64) Liddell, H. G. and R. Scott, *An Intermediate Greek-English Lexicon: Founded upon the Seventh Edition of Liddell and Scott's Greek-English Lexicon*, Oxford, Oxford University Press, 1972, p. 789.

65) *Ibid.*, p. 222.

66) *TJ*, p. 43.

67) *TJ*, p. 44.

よりも神の国と神の義を求めること」⁶⁸⁾である。「わたしよりも父や母を愛する者は、わたしにふさわしくない。わたしよりも息子や娘を愛する者も、わたしにふさわしくない」⁶⁹⁾。また、「世の事にかかわっている人はかわりのない人のようにすべきです」⁷⁰⁾という聖パウロの言葉は、人々が「世の事」を悪用しうのと同様に、悪意を持たずに使用できることを明白に想定している。たとえ聖パウロが「フィリピの信徒への手紙」第4章第19節⁷¹⁾と「コロサイの信徒への手紙」第3章第2節⁷²⁾において「地上のもの」の追求を禁じているとしても、それは、このことが「上にあるもの」の追求に反しうる限りにおいてでしかないか、または「地上のもの」を理由に、「上にあるもの」を無視することによって、「地上のもの」のことしか考えないという限りにおいて、でしかない。

最も罪のない事物と、その使用が最も正当な事物とを完全に断つ必要があるのは、それらの事物の自由使用を守るために、福音の明白な格率を侵害することが余儀なくされる場合である。しかし、自らの義務を妨げずに欲望を満たす限りは、神の恩恵の結果によって人間にもたらされるものから、人間が感謝の祈りとともに、利益を得ることを妨げるものは何もない。「キリスト教の節制」が正当な限度を超えて拡大することを防ぐには、以上で十分である。

VI. 自己評価と「キリスト教の謙遜」

節制は「欲望の規制」を意味するが、人間の欲望の対象には一般的に、名誉 (*Honneurs*)、富 (*Richesses*)、快楽 (*Plaisirs*) の三種類がある。

名誉は「評価」(ESTIME)への欲望である。それは自然的な欲望であり、福音はそれに敏感であることを、完全に禁じているわけではない。例えば、「フィリピの信徒への手紙」第4章第8節には、次のように記されている。

「そのうえ、兄弟たち、すべて真実なこと、すべて気高いこと、すべて正しいこと、すべて清いこと、すべて愛すべきこと、すべて名誉なこと (APPROUVÉ)、また徳や称賛 (LOUABLE) に値するものがあれば⁷³⁾、それを心に留めなさい」⁷⁴⁾。

聖パウロは、ある意味において、評価を追求することを人々に勧めており、評価を徳と対峙のものと捉えていると、バルベラックは主張する。イエス・キリストがもっぱら非難するのは、「神からの誉れよりも人間の誉れの方を好む」⁷⁵⁾人々、つまり神の承認を無視してまでも、人々の評価と、彼らが人々の間で保持する名誉ある地位を獲得し守ることを、何らかの犠牲を払っ

68) 「マタイによる福音書」第6章第33節。邦訳、(新) 11ページ。

69) 同上、第10章第37節。邦訳、(新) 19ページ。

70) 「コリントの信徒への手紙一」第7章第31節。邦訳、(新) 308ページ。

71) 「わたしの神は、御自分の栄光と富に応じて、イエス・キリストによって、あなたがたに必要なものをすべて満たしてください。」邦訳、(新) 366-367ページ。

72) 「上にあるものを心に留め、地上のものに心をひかれないうにしないで。」邦訳、(新) 371ページ。

73) バルベラックはジョン・ロックの『人間知性論』第2篇第28章第11節の参照を注記で指示する。TJ, p. 46, n. 1. 「およそ徳はどこでも、称賛に値すると考えられるものであり、公衆の敬重 (publick Esteem) の許されるものだけが徳と呼ばれるものである。徳と称賛とはまったく合一していて、しばしば同じ名まで呼ばれるほどだ。」Locke, J., *An Essay concerning Human Understanding*, ed. Nidditch, P. H., Oxford, Clarendon Press, 1975, p. 354. (大槻春彦訳『人間知性論 (2)』(全4巻) 岩波文庫, 2004年 (1974年初版), 344-345ページ)。

74) 邦訳、(新) 366ページ。

75) 「ヨハネによる福音書」第12章第43節。邦訳、(新) 193ページ。

ても望む人々である。バルベラックは『新約聖書』から、「重要な地位にある人々が、キリスト教に改宗したとき、彼らの中に、自らの職を捨てよという命令に応じた者はいなかった」⁷⁶⁾ことの例として、エチオピア人の宦官で女王の高官、キプロス島の地方総督セルギウス・パウルス、百人隊長コルネリウス、コリントの市の經理係エラストを挙げる。また、数人の兵士が彼らを洗礼した聖ヨハネに、自分たちが為すべきことを尋ねたとき、ヨハネは「兵役に就くな」とは言わず、「誰からも金をゆすり取ったり、だましたりするな。自らの給料で満足せよ」⁷⁷⁾という義務を彼らに示すことで満足した。バルベラックはこの教訓について、一介の兵士と同様に、最高官や将軍にも関係するものと捉える。さらに、戦争それ自体がキリスト教徒の特性と矛盾しないことを前提とするように、軍隊の職務や軍隊に必要な最高位を切望することを、同教訓は暗黙のうちに許しているとの解釈を示す。したがって、評価への愛と名誉の追求それ自体は、本来善悪無記な事物であり、「正しい理性」が明白に定める規則を注意深く遵守する限り、悪になることはない。その規則とは、「奪われたいかなる長所 (*avantage*) も自らのものであると主張しないこと。各々の事物を正しく評価すること。可能なことしか切望しないこと。正当な手段によってのみ、評価と名誉を求めること。それらを良い目的と結びつけ、それらを善用すること。他者よりも多く有する特権を自慢しないこと。目下の者を軽蔑しないこと。自らを満足させるために、全てを犠牲にする過剰な野心に、決して身を委ねないこと」⁷⁸⁾である。

また、これらの規則は「謙遜」(HUMILITÉ)をもたらし全てのものでもある。それは、異教

徒の哲学者に「慎み深さ」(*Modestie*) という名称とともに、聖書で用いられる名称「謙遜」(*Humilité*) でも知られていた。バルベラックは“*Humilité*”をプラトンの『法律』第4篇716A, Bに見出す。

「常にその神に随行するのは、神の掟をないがしろにする者への復讐者たる、正義の女神。幸福であろうと心がける者は、謙遜と節度をわきまえて(HUMBLEMENT)、その正義の女神にしっかりと随行するのだ。しかるに、もしひとが、財産、名誉あるいは若さ愚かさを伴う容姿の端麗さゆえに思い上がり、慢心からいい気になり、自分には支配者も指導者も必要ではない、むしろ他の人々を指導する力量がある、などという驕りの炎で魂を燃え上がらせたりすれば、彼は、神に見捨てられて孤立するのだ。」⁷⁹⁾

謙遜 (*humilité*) はある種の慢心 (*présomption* [sic]) に反する。慢心は、自己の中に実際に見出される取るに足りない長所に基づくか、確固たる長所に基づく。しかし、後者は奪われたものであり、不当に自らのものと主張されたものに過ぎない。バルベラックは「我々が他者について抱く判断 (*jugement*) において、真理 (*Vérité*) と自然的衡平 (*l'Equité naturelle*) に反することが許されないとすれば、自己について抱く意見 (*opinion*) において、なぜそれらに反しなければならないのだろうか」⁸⁰⁾と述べる。我々が故意に目を悪くしなければ、自己の

76) *TJ*, p. 46.

77) 「ルカによる福音書」第3章第14節。邦訳、(新) 105-106ページ。

78) *TJ*, p. 48.

79) Bury, R. G. trans., *Plato X: Laws, Book I-VI*, Loeb C. L. 187, New York, Putnam, G. P., 1926 (rpt. Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1988), pp. 292-295. (森進一・池田美恵・加来彰俊訳『法律 (上)』岩波文庫, 2005年 (1993年初版), 256ページ)。

80) *TJ*, p. 49.

長所を無視することができないほどにそれらが明白である場合、自己の長所を完全に無視したり否定する必要はない。我々がその点について、奇妙な幻想を抱きうることは十分すぎるほど確かである。自己について非常に高い考えを抱く人々の大半は、実際には、人がそのことを信じるほどには自己を評価していない。彼らの情動と行動を少し観察すれば、次のことが見出される。彼らは、自己のわずかな真価 (mérite) について内向的で混乱した感情 (sentiment) で満たされている。そして、懇願された、大抵は偽りの証拠の中に他者の有利な意見を探し求める。そうした意見は、彼らが貪るように耽っている無益な幻想を作り出すために必要なものではあるが、彼らがいかに自惚れる気になろうとも、自己の中に見つけるのにきわめて苦勞する真の長所 (qualitez [sic] réelles) を培うために、必要なものではない。一方、自己の真価を十分に確信する人々は、結果によって自己の真価を示すことを望む場合に、それが知られないままであることはほとんどあり得ないと容易に想像するため、自己の真価を識別することを進んで他者に任せる⁸¹⁾。

理性と福音の双方が、「自らを過大に評価し

てはなりません。むしろ、神が各自に分け与えてくださった信仰の度合いに応じて慎み深く評価すべきです」⁸²⁾と我々に注意するよう尽力すれば、我々が身の程を知ることと、自己を慎み深く (modestement) 正しく評価することを妨げるものは何もない。バルベラックが「慎み深く」という語に込めた意味は、彼が引用するモンテーニュの『随想録』第2篇第6章⁸³⁾に基づくなら、自己を実際の価値よりも低く評価することではなく、真理が示すものをありのままに見るということだろう。

キリスト教は、実質を伴わない名誉と自己愛 (l'Amour Propre)⁸⁴⁾への最小限の誘惑を警戒するという点で、良識 (le Bon-Sens) と完全に一致する。そして、「へりくだって、互いに相手を自分よりも優れた者と考え」⁸⁵⁾ることを、つまり、他者が明らかに我々の味方であるというのでない限りは、つねに他者に有利なように発言し、他者に利益を譲る傾向にあることを求める。このような場合においても、謙虚な人

82) 「ローマの信徒への手紙」第12章第3節。邦訳、(新) 291ページ。

83) 「自分のことを、実際よりも悪くいうのは、愚かなことであり、謙虚さ (modesties) などではない。アリストテレスによれば、自分を実際の価値よりも安く売るのは、卑怯であり、意気地なしということになる。いかなる美徳も、偽物の手を借りることはないし、真理はけっして誤謬の種などにはならない。」Montaigne, M. de, *Les essais*, Bibliothèque de la Pléiade 14, éd. Balsamo, J. et al., Paris, Gallimard, 2007, p. 398. (宮下志朗訳『エッセー (3)』(全7巻刊行予定)白水社, 2008年, 103-104ページ)。

84) バルベラックによれば、「啓発された自己愛」(un Amour propre éclairé) は「自己に対して直接的に行なうべき全てのもの」を含み、自然法の全般的基礎の一つである。他の基礎は「宗教」(神に対する人間の全ての義務を含む)と「社交性」(他人に対して行なうべき全てのものを含む)である。
DNG, 1, p. 195, n. 5.

85) 「フィリビの信徒への手紙」第2章第3節。邦訳、(新) 362-363ページ。

81) バルベラックは「自己評価」に「他者による評価」の観点を導入する。前述のように、ロックは「敬重と悪評」という「世論」(*Opinion*) ないし「世評」(*Reputation*) を「徳と悪徳」に結びつける。Locke, *op. cit.*, pp. 353-356. (邦訳, 343-346ページ)。バルベラックにおける自己評価と「衡平」の関係の議論は、アダム・スミス『道徳感情論』第6版 (1790年) 第6部第3篇「自己規制について」の後半で展開されている「自己評価の原理」(the principle of self-estimation) と比較してみるのも興味深いと思われる。Smith, A., *The Theory of Moral Sentiments*, eds. Raphael, D. D. and A. L. Macfie, Oxford, Clarendon Press, 1976 (rpt. Indianapolis, Liberty Fund Inc., 1982), pp. 246-262. (水田洋訳『道徳感情論 (下)』岩波文庫, 2003年, 173-212ページ)。

(une personne humble) は、衡平が要求するよりもはるかに低く自己が評価されたことを知っても、悲しむことなくそのことに耐える。また、自己の真価の確固とした輝きに満たされた人は、それを曇らせようとする[他者からの]嫉妬の影が生じるのを平然と眺める。

いずれにせよ、希少な長所の最初の源まで遡りさえすれば、「いったいあなたの持っているもので、いただかなかったものがあるでしょうか。もしいただいたのなら、なぜいただかなかったかのような顔をして高ぶるのです」⁸⁶⁾。この一節は傲慢 (Orgueil) へのあらゆる誘惑の最高の予防法であり、我々よりも下位に在る人々を軽蔑しないようにするための非常に強力な論拠である。そうした人々に対する優越は、神の恩恵の純然たる結果だからである。また、この予防策は「みな互いに謙遜を持ち合いなさい」⁸⁷⁾ 及び「尊敬をもって互いに相手を優れた者と思いなさい」⁸⁸⁾ という『新約聖書』の教訓を一層促進する。

バルベラックは、雅量と大度の純然たる原理によって抱かれる「称賛すべき競争心」(Emulation louable)、「崇高な野心」(noble Ambition) が「キリスト教の謙遜」(l'Humilité Chrétienne) と矛盾せず、その主要部分を成すと主張する⁸⁹⁾。「称賛すべき競争心」と「崇高な野心」を抱き、最高の地位にあっても、「福音と理性に等しく適うように謙虚 (humble) でありうる」⁹⁰⁾ 例として挙げられるのが、マルクス・アウレリウス・アントニヌスである。バルベラックの「キリスト教の謙遜」は、上記の

『新約聖書』の教訓「みな互いに謙遜を持ち合いなさい」及び「尊敬をもって互いに相手を優れた者と思いなさい」を指すものと考えられる。自己の長所の源を神に求める「傲慢へのあらゆる誘惑の最高の予防法」は「キリスト教の謙遜」を促進し、「慎み深く正しく自己を評価すること」を妨げない。「キリスト教の謙遜」(l'Humilité Chrétienne) は「慎み深さ」(Modestie) と矛盾せず、「慎み深さ」は「キリスト教の謙遜」の主要部分を成す。これが「真の謙遜」(la vraie Humilité)⁹¹⁾ の観念である。

VII. 「真のキリスト教徒」と『娯楽論』 ——結びにかえて——

バルベラックは福音道德の教訓及び格言が、キリスト教徒の特性を前提とする少数のものを除けば、自然道德の教訓及び格言と同一であることを示した。さらに、「純粋な理性の思想」すなわち「異教徒の哲学」を援用することによって、『新約聖書』から真の「福音道德」を導く試みを行なった。このことは「異教徒の哲学者の指導を受けてキリスト教徒に再会する」⁹²⁾ と端的な表現で示される。

この試みは「娯楽は福音精神に反するか」という問いから始められた。娯楽は、苦行、禁欲、自己放棄、現世及び現世の虚栄への無関心のみを説く福音精神とは矛盾するという誤解が、人々の間で確立されている。しかし、そのような誤解は必然的に福音道德を滑稽なものに変え、福音道德を遵守する人々には、それが完全に実現不可能なものであると意気阻喪させることになる。バルベラックは「真のキリスト教徒」(un vrai Chrétien) の誤った観念として「完全な世捨て人」(un parfait Anachorete [sic]) を提示する。それは「最も罪のない快樂と、逸

86) 「コリントの信徒への手紙一」第4章第7節。邦訳、(新) 303ページ。

87) 「ペトロの手紙一」第5章第5節。邦訳、(新) 434ページ。

88) 「ローマの信徒への手紙」第12章第10節。邦訳、(新) 292ページ。

89) *TJ*, p. 52.

90) *TJ*, p. 52, n. 1.

91) *TJ*, p. xxxviii.

92) *TJ*, p. 99.

楽に陥らせる可能性が最も少ない生活便宜品を自らに禁じ、現世の全ての事物に対して完全な無関心しか抱かず、むしろ極度の軽蔑とともにそれらを眺め、絶え間ない苦行を自己に強制し、つねに祈り、自らの肉体を容赦なく扱うことしか頭になく、また、来世の幸福を自らの全ての欲望と全ての考えの終生の目的とする」⁹³⁾ 人々である。

バルベラックは第1篇第3章第7節で「生命に絶対に必要なもの以外の商売は、福音の戒律によって完全に不正かどうか」を検討する。富への欲望それ自体は名誉への欲望と同様に善悪無記な事物である。生活便宜品を好むことが自然であるように、生活便宜品を入手する正当な手段を望み、追求することは悪ではない。人は、富を必要以上に蓄えるとしても、多額の富を人類と社会に対して無害に利用できるだけでなく、それらを役立てることができる。それは自然法にも福音の規則にも矛盾しない。「福音の格率に基づき、生活に絶対に必要なものに関するもの以外の全ての商売は本質的に罪深いと主張することほど、滑稽なことではない」⁹⁴⁾。さらに、「正当な利益を生み出そうとする商人の取引それ自体が真のキリスト教徒 (un véritable Chrétien) の特性と矛盾するなら、聖書の著述家がその点について深い沈黙を守ったことを理解しうるのか」⁹⁵⁾ とバルベラックは述べる。また、ピエール・ペールの『田舎の人の質問への答』第4巻での「地上の財貨に熱をあげるのを断罪する聖書の多くのはっきりした言葉よりこういう消極的な論拠の方を好んだら、錯誤に陥

る危険があります」⁹⁶⁾ という主張に対しては、「聖書のはっきりした言葉は、人々がそこから推論したいと思うものを意味すると、全くの独断で推測するのでなければ、それでも構わない。しかし、公正な精神を持ち、良識と批評の明白な規則に従って、聖書のはっきりした言葉を十分に検討すれば、それはただ、貪欲 (*Avarice*) つまり『それで十分だ』とは決して言わない飽く事を知らぬ欲望に反対することを目的とすることが見出されるだろう」⁹⁷⁾ と反論する。

また、バルベラックは同章の第11節で「神への義務」である信仰心について論じている⁹⁸⁾。信仰心には内的感情と外的行為が含まれる。前者に関して、「真のキリスト教徒」(un vrai Chrétien) は全てのことを神の栄光のために行なうが、それは神についてつねに考えているということではなく、彼が自らの行為の全てを直接的かつ明確に神の栄光に結びつけるということでもない。最も些細な事柄において、最も重大な事柄と同様に、神に対して払うべき崇敬に背きうることを行なわないように、つねに用心するということである。後者すなわち「礼拝」(*Dévotion*) は「真のキリスト教徒」に絶対かつつねに必要とされるわけではない。「真のキリスト教徒」は信仰心の実践に、可能な限り、時間を割かねばならない。しかし、つねにもしくは自らの時間の大半を祈りに割かねばな

93) *TJ*, pp. 31-32. バルベラックは『娯楽論』の構想と目的に関して、「人々が作り出すことを望んだキリスト教道徳のおぞましい肖像画を示す機会が生じたことで、私はそれを利用するのが適当と考えた」と述べる。「おぞましい肖像画」は「完全な世捨て人」を指すと考えられる。*TJ*, p. 99.

94) *TJ*, p. 55.

95) *TJ*, p. 56.

96) Bayle, P., *Œuvres diverses de Mr. Pierre Bayle, professeur en philosophe, et en histoire, à Rotterdam: contentant tout ce que cet auteur a publié sur des matières de théologie, de philosophie, de critique, d'histoire, et de littérature, excepté son Dictionnaire historique et critique*, Nouv. éd., 4 tom., La Haye, la Compagnie des libraires, 1737, tom. 3, part. 1, p. 978. *Google Book Search*. Web. 8 Aug. 2011. (野沢協訳『後期論文集Ⅱ』(ピエール・ペール著作集第8巻) 法政大学出版局, 1997年, 178ページ)。

97) *TJ*, p. 57.

98) *TJ*, pp. 77-81.

らないとすれば、市民生活の仕事と職業に従事する方法がなくなり、自らの天職を放棄しなければならない。福音の目的に明白に反することになる。一方、隠遁生活 (*la Vie Monastique*) は福音の戒律に全く基づいていない。自らの義務を心中に抱く者なら誰でも、指導を受けることなく神に仕えるために、また現世の悪徳から身を守るために必要な避難所を、現世に見出すことができる。したがって、「真のキリスト教徒」は、人との一切の交際を断つことも、森の奥や広大な砂漠で生きることも必要ではない。

バルベラックは、娯楽が福音精神に反しないことを示すために、「真のキリスト教徒」を「完全な世捨て人」とは異なり、欲望（名誉・富・快楽）を追求するとともに、天職としての労働に従事し、市民生活を営む存在と規定した。「真のキリスト教徒」を育成する福音道徳として「テトスへの手紙」第2章第11-12節から導かれたのが、節制・正義・信仰心の義務である。バルベラックは「二重の啓示」（律法と福音）を解釈することによって、娯楽と欲望それ自体は、悪用されない限り、善悪無記な事物であるという結論を導く。さらに、「異教徒の哲学」に由来する「慎み深さ」を内包する「キリスト教の謙遜」概念を提示する。「自然の光」（理性）のみに基づく「異教徒の哲学」を援用することも理性の行使の一環であろう。バルベラックは『娯楽論』第1篇において、キリスト教道徳の誤謬を「純粋な理性の思想」の導入によって克服し、真の「福音道徳」の構築を試みたと言える。

バルベラックの著作目録⁹⁹⁾

- 1697 *Réflexions sur un passage de Samuel, liv. II, chap. I, vers. 19 (dans *Journal français de*

99) 以下では、フィリップ・メランが作成したバルベラックの著作目録を再録する。但し、書名をイタリックにする等、表記を一部変更している。匿名の著作にはアステリスクが付されている。Meylan, *op. cit.*, pp. 245-248.

- Berlin*,¹⁰⁰⁾ juil. -août, art. 7).
- 1698 *Extrait des *Lectiones Lucianæ* de Monsr. Jens (dans *Journal français de Berlin*, décembre, art. 6).
- 1702 *Remarques diverses sur plusieurs choses qui concernent les Belles-Lettres (dans *Nouvelles de la république des lettres*, janv., art. 2).
- *Lettre à l'auteur des *Nouvelles de la république des lettres*, pour répondre à celle de Monsr. Acolzet (*ibid.*, août, 1702).
- *Observations critiques sur quelques passages d'Elien, de Lucien, et de Thomas le Maître (dans *Nouvelles de la république des lettres*, novembre, art. 2).
- 1706 *Le droit de la nature et des gens* (traduit du Latin de Pufendorf).
- 1707 *Les devoirs de l'homme et du citoyen* (traduit du Latin de Pufendorf).
- *Du pouvoir des souverains; De la liberté de conscience* (deux discours traduits du latin de G. Noodt).
- 1708 *Sermons sur diverses matières importantes* (traduit de l'anglais de Tillotson), t. II.
- 1709 *Sermons de Tillotson* (suite), t. III.
- *Traité du jeu*, 2 vol.
- *Projet d'une nouvelle édition de Lucrèce* (dans *Bibliothèque choisie de Le Clerc*, t. XVII, art. VII).
- 1711 *Oratio inauguralis de dignitate et utilitate juris ac historiarum, et utriusque disciplinæ amica conjunctione*.
- *Sermons de Tillotson* (suite), t. IV.
- 1712 *Lettre à Monsieur N N ... concernant le Traité du jeu* (dans *Journal des savants*, Paris, août).
- 1713 *Première et dernière réplique à ce que Mr. du Trembley a dit contre le Traité du jeu* (dans *Journal des savants*, Paris, décembre).
- *Sermons de Tillotson* (suite), t. I.
- 1714 *Première et dernière réplique* (suite; *ibid.*, févr. et mars).

100) ラテン語の表題 *Ephemerides gallicæ berlinenses* をメランが仏訳したものである。Ibid., p. 46.

- *Discours sur la nature du sort.*
- *Discours sur la loi royale du peuple romain*
(traduit du latin de Gronovius).
- *Discours sur l'utilité des lettres et des sciences.*
- 1715 *Discours sur la permission des lois.*
- 1716 *Discours sur le bénéfice des lois.*
- *Sermons de Tillotson* (suite), t. V.
- 1717 *Jugement d'un anonyme sur l'original de l'abrégé*
de Pufendorf, avec des réflexions du
traducteur.
- *Oratio inauguralis de studio juris recte*
institueno.
- 1720 Edition du *De jure belli ac pacis* de Grotius.
- 1721 *Oratio de magistratu, forte peccante, e pulpitis*
sacris non traducendo.
- 1723 *Traité du juge compétent des ambassadeurs*
(traduit du latin de Bynkershoek).
- 1724 *Le droit de la guerre et de la paix* (traduit du
latin de Grotius).
- *Dissertation où l'on prouve le droit exclusif de la*
Comp. des Indes Orient. des Prov. -Unies
(traduit du latin de A. Westerveen).
- 1725 *Défense du droit de la Compagnie hollandaise*
des Indes Orientales.
- 1728 *Traité de la morale des pères de l'Eglise.*
- 1731 *Recueil de discours sur diverses matières*
importantes, traduits ou composés (où sont
inédits: l'Eloge historique de Mr. Noodt, et
le De la juste défense de l'honneur, traduit
du latin de Mr. Slicher).
- 1735 Edition des *Opera omnia* de G. Noodt, avec la
Vita V. C. Gerardi Noodt.
- 1736 * *Eloge historique de feu Mr. Jean Le Clerc.*
- 1739 *Histoire des anciens traités*, 2 tom.
- 1744 *Traité philosophique des lois naturelles* (traduit
du latin de Cumberland).

メランは、バルベラックがJ. A. トゥレティーニとラ・モットに宛てた手紙に基づき、『ヨーロッパ賢人著作の理論的叢書』(*Bibliothèque raisonnée des ouvrages des savants de l'Europe*) 誌上に1728年から1741年にかけて掲載された下記の匿名記事をバルベラックの作と特定している。以下では、巻 (Tome), (刊行年), 部

(Partie), 記事 (Article) の順に記載する¹⁰¹⁾。

Tome I (1728), 1, art. 8 et Tome I, 2, art. 5.

J. Barbeyrac, *Traité de la morale des pères de l'Eglise*, Amsterdam, 1728.

Tome I, 1, art. 9

J. A. Turretino, *De Sacrae Scripturae interpretandae methodo, tractatus bipartitus: in quo falsae multorum interpretum hypotheses refuluntur, veraque interpretandae Sacrae Scripturae methodus adstruitur* (*Traité de la bonne manière d'interpréter l'Ecriture Sainte, avec la réfutation de fausses hypothèses de plusieurs Interprètes*), Trajecti-Thuriorum, 1728.

Tome I, 1, art. 11

S. Pufendorffii, *De officio hominis & civis, secundum legem naturalem, libri duo*, ed. Everardus Otto, Trajecti ad Rhenum, 1728.

Tome II (1729), 1, art. 1

Le Clerc, *Histoire des Provinces-Unies des Pays-bas*, Amsterdam, 1728.

Tome II, 2, art. 6 [Bionnens-Turretini, controversé]

1. *Lettre de Mr. T. C. à un Ami, ou Examen de quelques endroits de la Dissertation de Monsieur Jean Alphonse Turretin sur les articles fondamentaux de la Religion.*
2. *Défense de la Dissertation de Monsr. Turretin sur les articles fondamentaux de la religion contre une Brochure intitulée, Lettre de Mr. T. C., Genève, 1727.*
3. *Apologie de Mr. de Bionens, contre un Ecrit intitulé, Défense de la Dissertation de Mr. Turretin, sur les articles fondamentaux de la religion &c, Yverdon, 1727.*

Tome III (1729), 2, art. 7

E. Ottonis, *Institutionum sive Elementorum Libris IV à Cujacio emendatos* (*Les institutes de l'Empereur Justinien, publiés selon l'édition de Cujas*), Utrecht, 1729.

101) *Bibliothèque raisonnée des ouvrages des savants de l'Europe*, t. 1- t. 26, Amsterdam, 1728-1744. Google Book Search. Web. 13 Jan. 2011.

Tome IV (1730), 1, art. 1

De La Mare, *Traité de la police: où l'on trouve l'histoire de son établissement, les fonctions & les prérogatives de ses magistrats, toutes les loix & tous les réglemens qui la concernent*, seconde édition, augmentée, 4 tom., Amsterdam, 1729.

Tome IV, 1, art. 3

Wetstein, *Prolég. du N. Testament.* ¹⁰²⁾

Tome IV, 1, art. 6

[Ruchat,] *L'état et les délices de la Suisse, en forme de relation critique, par plusieurs auteurs célèbres*, Amsterdam, 1730.

Tome V (1730), 1, art. 1.

F. Baconi de Verulamio, *Opera Omnia*, 7vol., Amsterdam, 1730.

Tome VII (1732), 1, art. 8

E. Ottonis, *Tetela viarum publicarum liber singularis, cujus pars I. est de Diis vialibus. II. de Magistratibus viocuris. III. de Legibus ad Viarum securitatem pertinentibus* (*Traité de la sureté des grands chemins, divisé en trois parties*), Ultrajecti ad Rhenum, 1731.

Tome VII, 1, art. 2

J. Spon, *Histoire de Genève, revuee & augmentée par d'amples notes*, 2 vol., Genève, 1730.

Tome VII, 1, art. 4 et VII, 2, art. 1

ΘΟΥΚΥΔΙΔΟΥ ΠΕΡΙ ΤΟΥ ΠΕΛΟΠΟΝΝΗΣΙΑΚΟΥ ΠΟΛΕΜΟΥ ΒΙΒΛΙΑ ΟΚΤΩ. Thucydides, *De Bello Peloponnesiaco libri octo* (*Histoire de la Guerre du Péloponnèse, par Thucydide, en Grec & en Latin, avec les notes entières d'Henri Etienne, & de Jean Hudson, édition revuee par Mr. Joseph Wasse, qui y a joint ses propres notes; & publié par les soins de Mr. Charles Andre Duker*), Amsterdam, 1731.

102) 第4巻, 第1部, 記事3の実際の表題は以下の通りである。*Second extrait de l'histoire véritable & secrète des vies & des règnes de tous les rois & reines d'Angleterre & c.*

Tome VII, 2, art. 2, VIII (1732), 2, art. 1 et IX (1732), 1, art. 1

J. Foster, *The Usefulness, Truth, and Excellency of the Christian Revelation, defended against the Objections contained in a late Book, entitled, Christianity as old as the Creation &c. The Second Edition, with the Addition of a Postscript*, London, 1731.

Tome IX (1732), 2, art. 4

J. C. Ruckeri, *Interpretationes, quibus obscuriora quædam juris civilis capita illustrantur* (*Explication de quelques passages obscurs du droit civil*), Leyde, 1731.

Tome X (1733), 1, art. 4 et XI, 1, art. 2

De Crousaz, *Examen du pyrrhonisme, ancien & moderne*, La Haye, 1733.

Tome X, 1, art. 5

Mémoires concernant la théologie & la morale, Amsterdam, 1732.

Tome X, 2, art. 2

Suite de *l'Extrait des Œuvres d'Aristide*, de l'édition publiée à Oxford par Mr. Jebb.

Tome XI (1733), 1, art. 1

S. Pufendorf, *Le droit de la nature & des gens, ou système général des principes les plus importants de la morale, de la jurisprudence, & de la politique*, tr. par J. Barbeyrac, Cinquième édition, revuee de nouveau, & fort augmentée, Amsterdam, 1733.

Tome XI, 1, art. 3

P. Pierre-François-Xavier de Charlevoix, *Histoire de l'Ille Espagnole, ou de Saint Domingue*, Amsterdam, 1733.

Tome XI, 2, art. 1

ΔΙΟΝΥΣΙΟΥ ΛΟΓΓΙΝΟΥ ΠΕΡΙ ΥΨΟΥΣ ΥΠΟΜΝΗΜΑ. Dionysii Longini, *De sublimitate commentarius, quem nova versione donavit, perpetuis notis illustravit, & partim manuscriptorum ope, partim conjectura, emendavit* (*additis etiam omnibus ejusdem auctoris fragmentis*), Zacharias Pearce, editio tertia (*Traité du sublime par Denys Longin*), Amsterdam,

1733.

Tome XI, 2, art. 2

J. Marianæ, *Historiæ de rebus hispaniæ libri triginta* (*L'histoire d'Espagne, en trente livres*), La Haye, 1733.

Tome XI, 2, art. 3

J. Rousset, *Les Intérêts présents des puissances de l'Europe*, 2 tom., La Haye, 1733.

Tome XI, 2, art. 4

J. F. Christii, *De Nicolao Machiavello libri tres* (*Trois Livres, au sujet de Nicolas Machiavel*), Leipzig & Hall en Saxe, 1731.

Tome XII (1734), 2, art. 1

J. A. Thuani, *Historiarum sui temporis libri 138*, Londini, 1733.

Tome XIII (1734), 2, art. 1 et XV (1735), 1, art. 3

J. G. Heineccii, *Historia juris civilis romani et germanici* (*Histoire du droit civil des Romains & de celui d'Allemagne*), Hall, 1733.

Tome XIV (1735), 1, art. 2 et XIV, 2, art. 1

P. Wesselingio, *Vetera Romanorum itineraria* (*Anciens itinéraires des Romains, savoir, l'itinéraire d'Antonin Auguste*), Amsterdam, 1735.

Tome XV (1735), 2, art. 6

G. Noodt, *Opera omnia*, Leyde, 1735.

Tome XVI (1736), 2, art. 5

Eloge historique de feu Mr. Jean Le Clerc, Amsterdam, 1736.

Tome XVIII (1737), 1, art. 3

G. O. Reitz, *Dissertatio juridica inauguralis de mathesi juridica* (*Dissertation inaugurale de jurisprudence, sur les mathématiques du droit*), Trajecti ad Rhenum, 1736.

Tome XVIII, 2, art. 1

E. Ottonis, *De vita, studiis, scriptis, & honoribus Servii Sulpicii, Lemonia, Rufi, Jurisconsultorum*

principis, liber singularis (*La vie de Servius Sulpicius Rufus, le prince des jurisconsultes*), Utercht, 1736.

Tome XVIII, 2, art. 2.

J. G. Heineccii, *Opusculorum variorum sylloge* (*Recueil d'opuscules divers, publiés autrefois chacun à part*), Hall, 1735.

Tome XVIII, 2, art. 3

De Crousaz, *Logique, ou système abrégé de réflexions qui peuvent contribuer à la netteté & à l'étendue de nos connaissances*, Amsterdam, 1737.

Tome XVIII, 2, art. 8

J. Barbeyrac, *Traité du jeu*.¹⁰³⁾

Tome XVIII, 2, art. 9

Clarke, *Explicat. du catéchisme de l'Egl. Anglic.*¹⁰⁴⁾

Tome XIX (1737), 1, art. 15

P. Roques, *Les devoirs des sujets, expliqués en quatre discours*, Bâle, 1737.

Tome XIX, 1, art. 16

G. O. Reitzii, *Primæ in Jure civili prælectiones* (*Les premières leçons en droit civil*), Medioburgi, 1737.

Tome XXI (1738), 1, art. 2

J. G. Heineccii, *Elementa juris naturæ et gentium* (*Les éléments du droit de la nature et des gens*), Hall, 1738.

Tome XXI, 1, art. 10

Pope, *Essai sur l'homme*, tr. de l'Anglais en Français, édition revue par le traducteur. Suivant la Copie de Londres, Lausanne.

De Crousaz, *Examen de l'Essai de Mr. Pope sur l'homme*, Lausanne, 1737.

103) 第18巻, 第2部, 記事8の実際の表題は以下の通りである。Lettre de Mr. le Président Bouhier, aux Auteurs de cette Bibliothèque.

104) 第18巻, 第2部, 記事9の実際の表題は以下の通りである。Nouvelles Littéraires de Londres.

Tome XXI, 2, art. 2

ΗΣΙΟΔΟΥ ΤΟΥ ΑΣΚΡΑΙΟΥ ΤΑ ΕΥΡΙΣΚΟΜΕΝΑ.
Hesiodi Ascræi quæ supersunt, cum notis variorum,
edidit Thomas Robinsons (*Œuvres, qui restent*,
d'Hésiode, Ascréen: avec des notes de divers savants. Le
tout publié par Mr. Robinson, Oxford, 1737)

Tome XXI, 2, art. 4 et Tome XXII (1739), 1, art. 3

Loys de Bochat, *Ouvrages pour & contre les services*
militaires étrangers, considérés du côté du droit & de la
morale, Lausanne & Genève, 1738.

Tome XXII, 2, art. 3

J. Barbeyrac, *Histoire des anciens traités*, Amsterdam
& La Haye, 1739.

Tome XXIII, 1, art. 1 et XXIII, 2, art. 4

J. G. Heineccii, *Elementa juris germanici (Les*
éléments du droit Germanique), Hall, 1736 & 1737.

Tome XXIV (1740), 1, art. 6

ΛΙΒΑΝΙΟΥ ΣΟΦΙΣΤΟΥ ΕΠΙΣΤΟΛΑΙ. *Libanii*
sophiistæ epistolæ (Les lettres de Libanius, le sophiste,
dont la plus grande partie paraissent pour la première
fois, publiées sur les manuscrits, traduites en Latin, &
accompagnées de notes, par Mr. Wolfius), Amsterdam,
1738.

Tome XXV, 1, art. 1

M. F. Quintiliani, *De institutione oratoria libri*
duodecim (Quintilien de l'Institution de l'orateur:
nouvelle édition, revue sur la collation d'un manuscrit
de Gotha, sur l'édition de Jenson & autres; avec un
commentaire perpétuel de l'éditeur, Mr. Jean Matthias
Gesner), Göttingen, 1738.

Tome XXV, 2, art. 1

The Author of the "Vindication of the History of the
Septuagint," *A Critical Examination of the Holy Gospels*
according to St. Matthew & St. Luke, London, 1738.

Tome XXVI (1741), 1, art. 2

Scaligerana, Thuana, Perroniana, Pithoeana, &
Colomesiana, *Remarques historiques, critiques, morales,*
& littéraires, Amsterdam, 1740.

Tome XXVI, 1, art. 4

Essais de Critique, I. Sur les Ecrits de Mr. Rollin, II.
Sur les traducteurs d'Hérodote, III. Sur le Dictionnaire
géographique & critique de Mr. Bruzen La Martinière,
Amsterdam, 1740.

Tome XXVI, 1, art. 5

J. S. Brunquelli, *Historia juris Romano-Germanici*
(Histoire du droit Romain-Germanique), Amsterdam,
1740.

メランはさらに、『英国人叢書』(*Bibliothèque*
britannique) 第20巻及び第21巻の複数の記事の他、バ
ルベラックの死後出版された『新叢書あるいは文学史』
(*Nouvelle bibliothèque ou histoire littéraire*) 第19巻
(1744) の下記匿名記事(記事4, 9, 10)をバルベラッ
クの作として挙げている¹⁰⁵⁾。

Art. 4

L. A. Muratorio, *Novus thesaurus veterum*
inscriptionum (Nouveau trésor d'inscriptions antiques),
Milan, 1739 & 1740.

Art. 9

J. F. Schreiter, *Sacramentorum in veteris Rome*
Judiciis Sollemnium Antiquitate (Dissertation sur les
consignations d'argent, appelées Sacramenta, qui se
faisaient par les plaideurs, selon l'usage du barreau de
l'ancienne Rome), Leipzig, 1740.

Art. 10

T. Livii, *Patavini historiarum ab urbe condita libri*
(Tite Live, Nouvelle édition, par les soins de Mr.
Drakenborch), Amsterdam et Leyde, 1741.

なお、『新叢書』第19巻の記事11 (*Mémoire sur la*
vie, & sur les écrits de Mr. Jean de Barbeyrac, écrit par
lui-même) はバルベラック自身による自伝及び著作紹
介である。

105) *Nouvelle bibliothèque ou histoire littéraire des*
principaux écrits qui se publient, t. 19, La Haye,
1744. Google Book Search. Web. 16 Jan. 2011.